



## ～資材価格高騰等の対策について～

三重県が発注する全ての工事（維持修繕業務委託等の維持工事を含む）を対象に、特例措置を定めましたのでお知らせします。

資材価格高騰等に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格の変動により、公共工事の積算時点と当初契約時点における設計単価に乖離が生じる場合があることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更するものです。

### 特例措置

設計単価を当初契約月における実勢価格に変更します！

#### 対象資材等

設計単価表及び物価資料に単価が掲載されている資材、労務、機械賃料等が特例措置の対象となります。  
ただし、上記以外の資材等においては、特例措置の対象外となります。

変更後の請負代金額等については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：当初契約月の単価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

- ・令和6年12月1日以降、契約にかかるものから適用となります。
- ・特例措置に係る請負代金額の変動額については、工事打合せ簿により受注者に通知します。
- ・特例措置を適用した場合でも、「全体スライド」「単品スライド」「インフレスライド」を請求することが出来ます。ただし、スライド額算定に用いる変動前単価は、特例措置により変更した単価となります。
- ・資材等の単価は、市場価格の動向に応じて毎月改定していることから、**特例措置を適用した際、請負代金額が減額となる場合があります。**